

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

一 地域脱炭素化促進事業の定義の修正 (第2条第6項関係)

- 1 地域脱炭素化促進事業が、地域の特性を生かした事業の展開及びその利益の地域における経済活動への還元等に配慮しつつ行われるものであることを明記すること。
- 2 再生可能エネルギーの例示として、「水力、地熱等の自然界に存する熱」を加えること。
- 3 地域脱炭素化促進事業の地域の脱炭素化のための取組に、エネルギーの使用の合理化が含まれることを明記すること。

二 基本理念の追加 (第2条の2関係)

- 1 地球温暖化対策の推進は、科学的知見の充実に努めつつ地球温暖化を防止する予防的な取組方法により早期に対応することを旨として、行われなければならないこと。
- 2 地球温暖化対策の推進は、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るとともに、情報の適切な公開により透明性を確保しながら行われなければならないこと。
- 3 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化が生活、社会、経済又は自然環境に及ぼす影響への適応に伴う将来の国民の負担が過重なものとならないよう、迅速かつ適切に行われなければならないこと。
- 4 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、国際的協調の下に、国際社会において我が国の占める地位に応じて積極的に行われなければならないこと。

三 国、地方公共団体及び事業者の責務の追加 (第3条から第5条まで関係)

- 1 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策の推進に当たっては、国民の意見を国の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く国民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策の推進に当たっては、住民の意見を当該地方公共団体の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く住民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 事業者の責務として、その講じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する情報を公開するように努めるものとする。

四 地球温暖化対策計画の記載事項の追加及び国会報告 (第 8 条関係)

- 1 地球温暖化対策計画の記載事項として、地球温暖化対策に関し、国民の意見を国の施策に反映させるために必要な措置に関する基本的事項を追加すること。
- 2 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案について閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を国会に報告しなければならないものとする。

五 地球温暖化対策討議会の設置 (新第 15 条の 2 及び新第 15 条の 3 関係)

- 1 地球温暖化対策推進本部に、委員二百人からなる地球温暖化対策討議会を置くこと。
- 2 委員は、衆議院議員の選挙権を有する者であって選挙人名簿に登録されているものの中から、政令で定めるところにより、くじで選定するものとする。
- 3 討議会は、本部長の諮問に応じ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会の実現のための施策の在り方その他の地球温暖化対策に関する重要事項について調査審議し、本部長に対して建議を行うこと。
- 4 本部は、その事務を行うに当たっては、3により討議会が述べた意見を尊重しなければならないこと。
- 5 討議会に、専門的な知見を補うため、専門補助員を置くことができること。

六 国及び地方公共団体の施策の追加 (新第 19 条の 2 関係)

- 1 国は、エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用の促進により温室効果ガスの排出の量の削減等に資するため、その設置する施設について、省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修(エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用を目的として、建築物その他の工作物の増築、改築、修繕、改良、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うことをいう。2において同じ。)を計画的に実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国に準じて、その設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

七 地方公共団体実行計画の記載事項の追加 (第 21 条関係)

地方公共団体実行計画の記載事項として、地域脱炭素化促進事業の促進区域に加え、「地域の環境の保全等のため地域脱炭素化促進事業の対象としない区域」を追加すること。

八 地方公共団体実行計画への住民の意見の反映等

(第 21 条、第 22 条及び第 22 条の 2 関係)

- 1 地方公共団体実行計画の記載事項として、「地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項」を追加すること。
- 2 地方公共団体実行計画を定める場合の住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置として、公聴会の開催を規定すること。
- 3 地方公共団体実行計画協議会の構成員として、地方公共団体実行計画において促進区域を定めようとする場合における当該促進区域内の住民及び土地の所有者を明記すること。
- 4 地域脱炭素化促進事業計画の記載事項として、「地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項」を追加すること。

九 検討条項の追加

(附則新第 9 条関係)

- 1 政府は、地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、気候変動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設の設置に関する区域の設定及びその効果の在り方について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

十 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。